

令和8年度 有料老人ホーム指導調査実施方針

1 基本調査事項

調査事項は、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に定める事項を基本とし、具体的には「静岡県有料老人ホーム指導調査資料」（以下「指導調査資料」という。）による。

2 重点調査事項

入居者の安全・安心を確保する観点から、特に感染症対策、非常災害対策、業務継続に向けた取組、身体拘束廃止への取組、虐待防止への取組、処遇内容、利用契約、情報開示等に関する事項について、また、事業の運営の透明性を確保する観点から、設置者及び当該設置者と関係のある事業者からの介護サービスの提供等、運営懇談会の設置について重点的に調査を実施する。

(1) 設備

消火設備、避難設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備は十分か。

(2) 管理・運営

- ① 入居者及び身元引受人等の名簿、入居者の状況に関する帳簿を整備しているか。また、帳簿については2年間保存されているか。
- ② 運営懇談会の設置・開催により、入居者の意見・要望を事業の運営に反映させているか。また、第三者的立場にある者を加えるよう努めているか。
- ③ 施設内に法令遵守のための組織及び体制が整えられているか。
- ④ 前払金がある場合、保全措置は行われているか。
- ⑤ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練が適切に行われているか。
- ⑥ 地震、火災、風水害等想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）を立て、定期的に避難等必要な訓練を行っているか。また、備蓄食料及び飲料水を確保しているか。
- ⑦ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域に所在している施設については、避難確保計画を策定しているか。また、避難訓練を実施し、その結果を市町に報告しているか。
- ⑧ 感染症や災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための業務継続に向けた計画の策定、研修及び訓練が適切に行われているか。
- ⑨ 身体拘束廃止への取組（身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修等）がなされているか。また、緊急やむを得ず身体拘束を行った場合、態様、時間、入居者の状況、緊急やむを得ない理由を具体的に記録しているか。
- ⑩ 担当者を置いた上で、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修が適切に行われているか。
- ⑪ 協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力向上の取組、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携がなされているか。

(3) サービス

- ① 契約及び処遇計画に基づき、適切にサービスが提供されており、帳簿（入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供等の内容他）が整備されているか。
- ② サービスを提供する職員の研修の実施等介護の質を向上させる仕組みづくりが行われているか。介護に直接携わる職員のうち、無資格者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか。
- ③ 苦情の窓口及び解決のための体制を整備しているか。また、申立てに対し適切な措置を講じているか。その記録は作成され、保存されているか。
- ④ 事故が発生した場合に損害賠償等適切な措置を講じているか。事故発生の防止のための指針を作成しているか。また、再発防止のための措置（事故報告・分析・職員への周知等）を講じているか。その記録は作成され、保存されているか。受診等を要した事故についての報告書を県に提出しているか。
- ⑤ 入居者の金銭、預金等の管理は適切に行われているか。

(4) 契約等

- ① 入居相談に当たって重要事項の説明及び交付を行っているか。また、入居に当たって契約を締結しているか。
- ② 重要事項説明書及び契約に基づき、適正な利用料の受領、退去時の返還等が行われているか。
- ③ 前払金がある場合、老人福祉法第29条第10項の規定により返還される額について、契約書に明示し、入居者へ説明するとともに、返還が行われているか。

(5) 表示

パンフレット、募集広告、重要事項説明書等の広告物において、著しく優良又は有利との誤認を与えるような表示がされていないか。また、事実と相違した内容が表示されていないか。

(6) 情報開示

入居者の求めに応じて、重要事項説明書、契約書、管理規程等を交付しているか。また、事業収支計画その他財務諸表の閲覧又は交付をするよう努めているか。

(7) 外部の介護保険サービスの利用

住宅型の場合、入居者が居宅サービスの利用を希望する場合に、そのサービス及び事業所の自由な選択を妨げていないか。設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導するなど居宅サービスの適正な実施を妨げていないか。

3 調査実施にあたっての留意事項

- (1) 指導調査資料については、原則として指導調査日の1週間前までに提出するよう求めるものとする。
- (2) 調査は、施設内の巡回、書類帳簿等の検査、管理者及び担当者へのヒヤリングにより実施する。なお、テレビ電話装置等を活用して行うことも可能とする。
- (3) 市町に情報を提供し、希望があれば立会いを受けるものとする。